

# 行政文書開示請求書

平成 28 年 12 月 1 日

（実施機関名）

江戸川区長、江戸川区教育委員会、江戸川区  
選挙管理委員会、江戸川区監査委員、江戸川  
区農業委員会、江戸川区議会のいずれか

殿

氏 名 江戸川 太郎

住 所（〒132-8501）江戸川区中央 1 - 4 - 1

連絡先電話番号 03-3652-1151

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事  
業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。〕

江戸川区情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求する行政文書の件名又は内容	行政文書を特定するために必要な事項（文書の件名、対象とする情報の内容、時期、場所、担当課など）を、できるだけ具体的に書いてください。詳細が分からないときは、事前にその情報を保有する課（それがわからない場合は総務課文書係）までお問合せください。 「区が保有する全ての文書」といった請求は、文書が特定できませんので、受け付けられません。このような請求に対しては、補正を求めることとなります。 （画面上で入力する場合は、チェックマークとなります。）
開示の方法 （希望するいずれかの番号を で囲んでください。）	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 閲覧してから写しの交付を受ける文書を決めたい場合は、「閲覧」を選択してください。
請求の目的・理由 （さしつかえなければ記入してください。）	さしつかえない範囲で記入してください。
費用負担の上限 （希望する場合は記入してください。）	3,000 円までとし、当該費用を超える場合は、連絡を希望します。 開示請求に係る費用については、「行政文書開示請求手続について」のページをご覧ください。

担 当 部 課	電話番	実施機関記入欄です。 請求者は記入しません。	者
	備考		

- （注）
- 行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担となります。
  - 行政文書の閲覧は、無料です。ただし、請求する行政文書に個人情報等の不開示情報が含まれ、被覆の処理（黒塗り等）をした場合は、被覆の処理に要する費用が開示請求者の負担となります。
  - 開示を受ける期間は、開示決定の通知があった日から 3 箇月以内となります。
  - 正当な理由がなく 3 箇月以内に開示を受けない場合は、開示を受けたものとみなし、被覆の処理又は写しの作成に要した費用を負担いただきます。
  - 開示対象の行政文書を閲覧したうえで、写しの交付を希望する場合、開示の方法は閲覧を選択してください。